

公的研究費等ハンドブック

2022年4月



湘南鎌倉医療大学

SHONAN KAMAKURA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCES

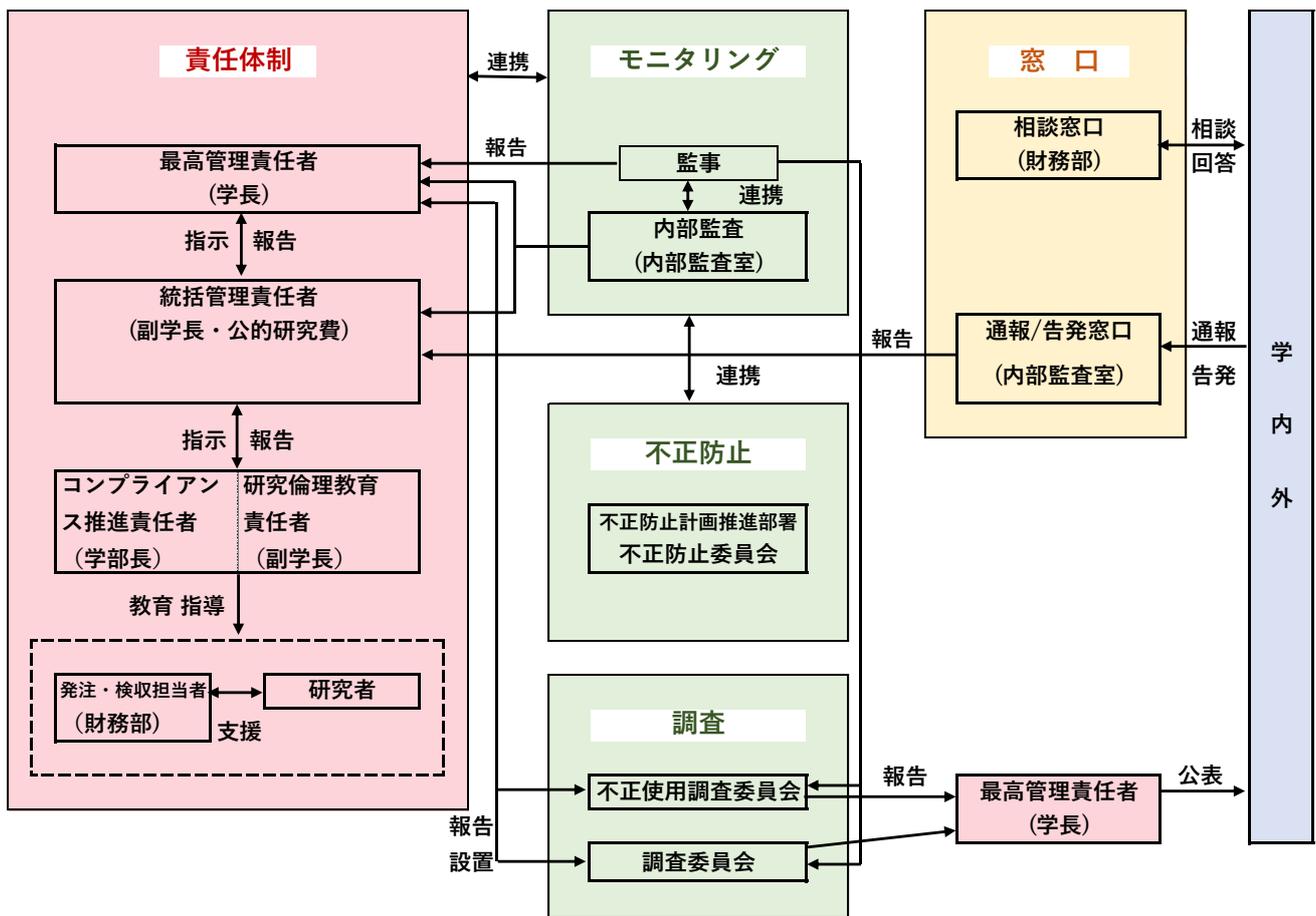
目次

1. 公的研究費の「運営・管理体制」「責任体系」	1
2. 意識向上のため常に「行動規範」を心がけてください	3
3. 「不正防止計画」について	5
4. 研究費を正しく使用するための「ルール」	7
5. 公的研究費を使用できる経費	9
6. 公的研究費で使用が認められない経費	10
7. 研究費の不正使用について	11
8. 不正使用に係る処分について	12
9. 研究活動における不正について	13
10. 不正に関する通報窓口	14
11. 使用のルール等に関する相談窓口	15

1. 公的研究費の「責任体系」「管理体制」について

湘南鎌倉医療大学は、競争的資金などの運営・管理を適正に行うため、機関内の運営・管理に係る責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進します。また、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表しています。

公的研究費の「運営・管理体制」・「責任体系」



最高管理責任者（学長）

機関全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じる。

統括管理責任者（副学長）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

コンプライアンス推進責任者（学部長）

機関内の公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

- 1) 公的研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正使用防止に努める。
- 2) 不正防止を図るため、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を受講させる。

不正防止計画推進部署（研究不正防止委員会）

研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する。機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

- ・公的研究費等の管理・運営に係る実態の把握と検証
- ・不正発生要因に対する改善策の策定
- ・不正防止計画等の作成

事務部門

- 財 務 部 — 資金配分機関(補助事業者)への手続き・研究者からの問い合わせ・公的研究費等執行に関する全ての窓口
公的研究費の管理・図書以外の物品発注・検収と全ての支払いに関する事項
- 総 務 部 — 研究協力者の雇用・出張・旅費に関する事項
- 図 書 館(教務部) — 図書の発注・検収・購入した図書の管理

※各部署において発注担当者と検収担当者は別のものとする。

2. 意識向上のため常に「行動規範」を心がけてください。

不正抑止のための意識向上を図るため、大学の行動規範を常に意識するよう心がけましょう。また、コンプライアンス教育の受講の機会等に全ての構成員からの誓約書の提出も求められています。

「行動規範」

湘南鎌倉医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範

令和2年4月1日
湘南鎌倉医療大学 学長

湘南鎌倉医療大学は、学術研究の信頼性及び公正性を確保するとともに、研究活動を行う機関として社会的な責任を果たすため、本学の教職員を対象として以下のとおり行動規範を定める。

1. 教職員は、公的研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
2. 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
3. 教職員は公的研究費における研究活動を誠実にを行い、研究に係るデータを厳重に取り扱うとともに、データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないことはもとより、それらに加担してはならない。
4. 教職員は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。
5. 教職員は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める公的研究費の使用に関する不正防止計画を踏まえて行動する。

「誓約書等の徴取」

遵守事項等への意識付けを図ることを目的とし、競争的資金等の運営、管理に係る全ての構成員からの、誓約書等の徴取が求められています。

内容としては、以下のもの等が盛り込まれています。

- ◎機関の規則等を遵守すること。
- ◎不正を行わないこと。
- ◎不正を行った場合、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

誓約書(研究者用)

(研究者用)
<h2>誓 約 書</h2>
湘南鎌倉医療大学長 殿
公的研究費の適正使用及び公正な研究活動に関し、以下のことを遵守徹底することを誓約いたします。
1 公的研究費の使用に際し、研究資金の趣旨及び目的等を理解し、関係法令及び湘南鎌倉医療大学の関連規程等のルールを遵守します。
2 公的研究費の不正使用（カラ給与・カラ謝金・カラ出張及び出張旅費の水増し請求、カラ発注（預け金）、書類の書き換え及び還流行為、その他虚偽の書類作成等）を行わず、また、これらの不正に加担しません。
3 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造（データ又は実験結果を偽造することをいう）、改ざん（研究試料・機材・研究過程に操作を加えること又はデータ若しくは研究成果を変えること若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないことをいう）又は盗用（他人の研究内容又は文章を適切な手続を経ることなしに流用することをいう）を行わず、これらの不正に加担しません。
4 前述の不正を行った場合は、配分機関及び湘南鎌倉医療大学の処分及び法的責任を負うことを理解しています。
年 月 日
所 属
職 名
署 名 _____ (自署)

3. 「不正防止計画」について

湘南鎌倉医療大学では、不正を発生させる要因を把握し、不正を防止するため、不正防止計画を策定・実施し、機関内外に公表しています。

湘南鎌倉医療大学における公的研究費の使用に関する不正防止計画

公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり、不正防止計画を策定する。

1. 責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
公的研究費に関する運営・管理について、最終責任を負う者や実質的な責任を負う者など責任体制が明確でない。	規程等で最高管理責任者等の責任範囲・権限を定め、ホームページで公開し学内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
学内研究費と公的研究費の使用ルールが異なり、混同しやすい。	研究費に携わる事務局にてルールの見直し等を行い、効率的かつ公正に遂行できるようにする。また、ルールの周知徹底を図るとともに、説明会を実施する。
公的研究費等の使用ルールが十分に理解されていない。	使用の手引きを配布するとともに説明会によりルールの周知徹底を図る。
事務手続きが煩雑である。	手続きを見直し、不必要な手続きや記載項目がないか検討する。
公的資金等は、機関による管理が必要であるという意識が希薄である。	コンプライアンス教育の受講を義務化するとともに、不正使用に関する誓約書の提出を義務付けることで、不正防止への意識付けを行う。
公的資金等の原資の全部または一部が税金であり、その執行・管理にあたっては、国民に対し説明責任を負うという認識が希薄である。	説明会等には最高責任者あるいは統括責任者が出席し、責任体制や職務権限についての説明を行い、意識付けを行う。
不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	不正使用を行った場合は、調査結果として氏名を公表することを基本とし、本学規程に沿った懲戒処分等の人事管理上必要な措置が厳正に行われることの周知徹底を図る。
告発等の受付窓口の周知が十分でないため、不正に係る情報が収集されにくい。	受付窓口を学内外に十分に周知徹底できるよう、ホームページに掲載し明確化する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行

不正発生要因	不正防止計画
不正発生要因に係る機関全体の状況を、体系的に整理できていない。	不正防止計画を策定し、構成員に周知徹底を行うとともに、最高管理責任者は不正防止計画の進捗管理に努める。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。特に執行率の低い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。
備品や図書の管理について、「現物寄付申込書」提出後の物品等の確認ができていない。	備品や図書、その他換金性の高い物品について、定期的に使用場所への立ち入り等を含め、物品管理、使用状況の確認を行う。
研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	事務部門による検収の際に、疑義が生じた物品については、購入目的等の確認を行う。
非常勤雇用者の勤務状況について、出勤表による確認にとどまっている。	非常勤雇用者に対し、公的資金等の適正な管理等について説明をするとともに、勤務中に電話、立ち入り調査等を行い、勤務実態の把握を行う。
旅行事実の確認が形式的なものになっている。	関係者、宿泊場所、旅行代理店等への問合せ・確認を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止計画
機関外に対する相談窓口の明示がなされていない。	相談窓口の周知徹底を図る。

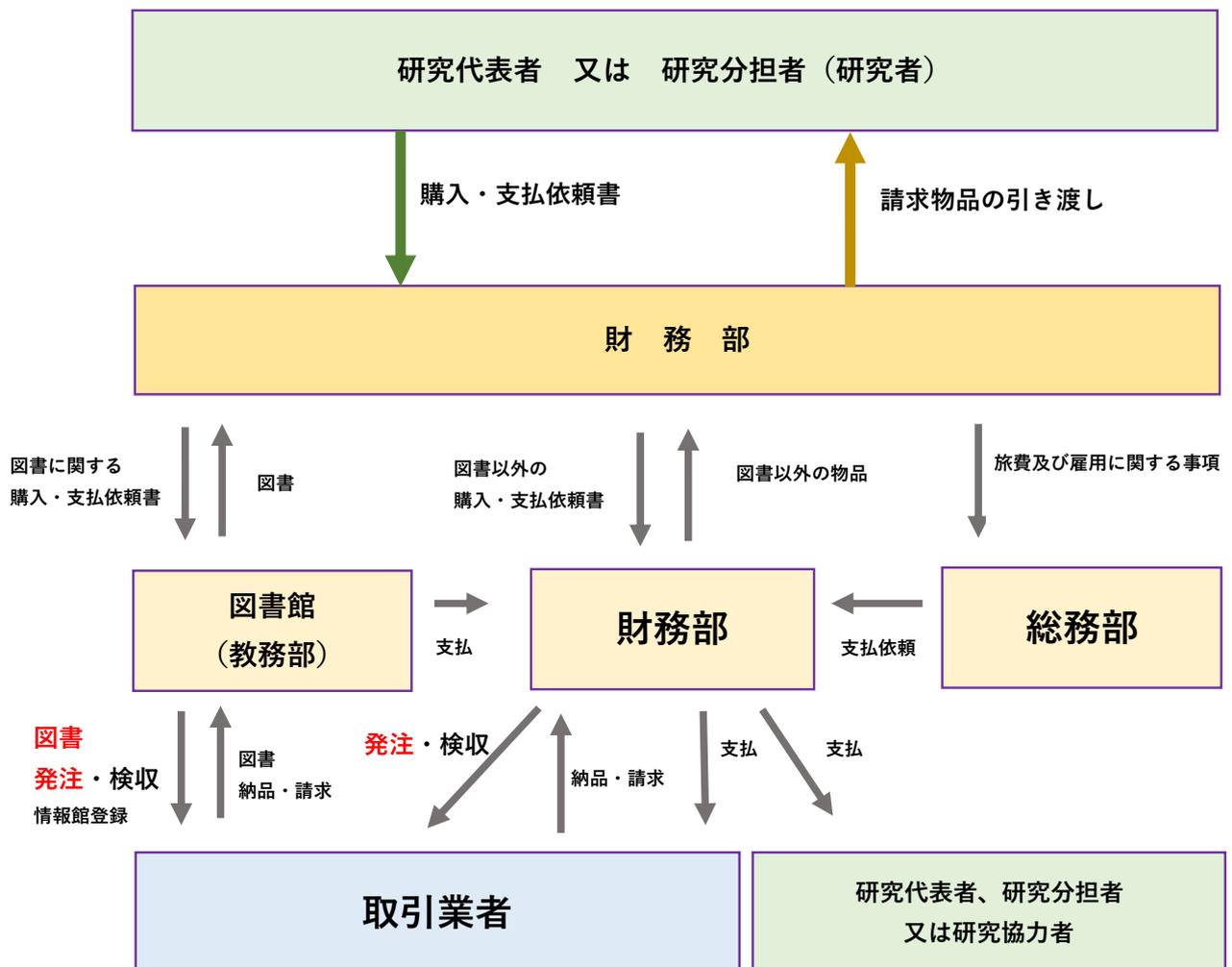
6. モニタリングの在り方

不正発生要因	不正防止計画
モニタリング体制が不十分な恐れがある。	不正要因を除去するために研究者と担当事務職員に対しヒアリング・意見交換を行い、不正の要因となる乖離を把握し、使用ルールを見直す体制を作る。また、内部監査による監査結果を不正防止計画の改善に活用する。

4. 研究費を正しく使用するための「ルール」について

湘南鎌倉医療大学では、公的研究費は事務局が研究者に代わって管理すること、及び公的研究費に係る諸手続きを公的研究費取扱要領に則って行います。

研究費執行の流れ



「特に注意が必要なルール」

研究に必要な物品（図書含む）の発注は、大学事務局で行います。

× **NO!** 研究者が直接業者に発注することはできません。

領収書等の証憑書類のあて名表記を依頼する際は

「湘南鎌倉医療大学 氏名」としてください。

- × **NO!** 直接経費は、間接経費やほかの経費（大学の経常的な経費、ほかの補助金等）と混同して使用することはできません。
- × **NO!** 研究に必要な物品の代金を研究者が業者に直接支払う立替払いは原則として禁止します。ただし、旅費、学会参加費、英文校正料等については立替払いを認める場合もあり、その場合は事前に財務部への相談が必要となります。
- × **NO!** 証憑書類に加筆した痕跡のあるもの、切り取った痕跡のあるものは無効とします。
- × **NO!** 科研費（補助金分）にあっては、年度をまたぐ旅費のうち当該年度分を支出することはできますが、次年度に係る出張の旅費を、前年度の補助金から支出することはできません。これに対して、（基金分）は助成事業期間内であれば年度をまたぐ支出に制約はありません。原則として、交付内定日以前の旅費の立替払いは認められません。
- × **NO!** 謝金・賃金の立替払いは一切禁止します。

5. 公的研究費を使用できる経費

公的研究費のうち直接経費は、補助事業の実施及び研究成果の取りまとめ等に係る経費に使用でき、「物品費」「旅費」「謝金等」「その他」の4つの費目に分類されます。経費の費目は、補助事業により異なります。

「物品費」

物品を購入するための経費

「旅費」

研究者及び研究協力者が本学以外の場所での資料収集、調査、研究打合わせ等を行うために必要な交通費、宿泊費、日当などの経費

「謝金等」

研究資料の収集・整理、実験補助、アンケートの配布・回収・分析などを行う研究協力者に係る謝金や賃金などの経費

「その他」

上記以外の外注費、印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費、振込手数料、会議費(会場借料、食事(アルコール類を除く。))、レンタル料(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理、旅費以外の交通費、研究成果広報用パンフレット等の経費

6. 公的研究費で使用が認められない経費

公的研究費には、制度毎に使用できない経費が設定されています。使用する際には、以下の例を参考に各研究費の制度内容について十分ご確認ください。

目的外使用の禁止

研究課題の遂行に直接必要な経費及び成果研究の取りまとめに必要な経費以外は支出できません。

嗜好品等購入の禁止

たばこ、アルコール等嗜好品及び手土産の購入は禁止されています。

建物等の施設に係る経費

補助金に係る研究の遂行中に発生した事故・災害の処理経費

研究代表者及び研究分担者の人件費・謝金

その他間接経費を使用することが適切な経費

7. 研究費の不正使用について

本ハンドブックにおいて「不正使用」とは、公的研究費等を本来の用途以外に使用すること、虚偽の請求により公的研究費等を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費等を使用することをいいます。不正使用には、例として以下のようなものがあります。

「旅 費」・・・カラ出張・出張費用の水増し請求

「給与・謝金」・・・カラ謝金及び謝金の水増し請求

「物 品 費」・・・カラ発注（預け金）・書類の書き換え

カラ出張

意図して実態の伴わない出張旅費を研究機関に支払わせること。

実態のない出張に出張費を請求して受給する、他の支援機関から旅費を支給されていた出張に旅費を請求し二重の給付を受ける、割引航空券などを購入しながら、旅行業者には正規料金の領収書を用意させてその額を受給する等の例があります。この他、本来の出張目的とは異なる目的のために滞在を延長して、そのための滞在費を水増し請求する、家族を同伴して、それによって加算される費用も公的研究費から支払わせる等の例もあります。

カラ謝金

意図して実態の伴わない作業謝金を研究機関に支払わせること。

研究支援者として雇用した学生等に勤務実態のない虚偽の勤務時間を申告させることにより、大学に研究費を支出させ、学生等が受領したお金を研究者に還流させるなどが一般的な例です。実体のない謝金用の出勤票を学生に作成させて請求し、学生の学会参加にかかわる旅費や研究費の運営費に充てる等の例があります。

預け金

架空の取引により研究機関に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。

業者に架空の取引を指示するなどして、虚偽の納品書や請求書等を作成させることにより、大学から支出させた研究費を業者に管理させ、補助事業に関連しない研究用物品や、請求書の内容と異なる物品(パソコンなど)の購入費に充てるなどの例があります。また、預け金を次年度以降の研究費として使用する例もありますが、平成 18 年度以降、研究者が提出する資料の簡素化により、ある一定の条件を満たし、申請の手続きを行って承認されれば、次年度への繰り越しがスムーズに認められるようになっています。

8. 不正使用に係る処分について

研究者に対する措置としては、機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、配分機関からの研究費の一部又は全部の返還、申請及び参加資格の制限があります。

「機関による措置」

湘南鎌倉医療大学公的研究費等の適切な取り扱いに関する規程第 28 条に基づき必要な措置が講じられます。また、不正使用の内容が公的研究費等の私的流用であるなど、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置が講じられます。

「配分機関による措置」

大学・研究者に対し決定の取り消し及び研究費の一部又は全額の返還が求められます。不正を行った研究者、それに共謀した研究者等に対し、競争的資金への申請及び参加資格の制限が行われます。

内閣府「競争的資金の適正な執行に関する指針」のポイント

● 私的流用を行った者に対する申請及び参加資格制限の厳罰化

→ 応募制限期間 **10年**

● 私的流用以外の不正使用を行った者に対する申請

及び参加資格制限の厳罰化・適正化

→ 応募制限期間 **1～5年（不正使用の行為内容に応じて判断）**

● 善管注意義務違反に対する申請及び参加資格制限の新設

→ 応募制限期間 **最大2年**

9. 研究活動における不正について

研究活動における不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果などの捏造、改ざん及び盗用をいいます。

捏 造

存在しないデータ、研究成果などを作成すること。

改 ざ ん

研究資料、機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗 用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

措置・処分について

研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合、大学は研究活動上の不正行為に関与した研究者に対し研究費の使用中止、論文等の取下げ、訂正等の勧告等の措置を講じるものとします。また、法令、学校法人徳洲会職員就業規則その他関係諸規定に従って、処分を課すものとします。

10. 不正に関する通報等窓口

公的研究費の不正使用の疑いがあるとき、研究活動上の不正の存在が疑われる場合の学内外からの通報等窓口は「内部監査室」です。(公的研究費=通報、研究活動=告発)

公的研究費の不正使用 研究活動における不正
疑いがあるとき

「内部監査室」で通報等を受け付けています。

～通報等に関する相談についてもこちらまで～

学校法人 湘南鎌倉医療大学 内部監査室

〒247-0066 神奈川県鎌倉市山崎 1195-3

TEL: 0467-38-3131

FAX: 0467-38-3110

電子メール: kansa@sku.ac.jp

書面・FAX・電子メール・電話又は、面談等により、通報を行うことができます。通報の際には通報者の氏名及び連絡先を明記してください。被通報者名、不正の内容を明示し、不正とする合理的根拠を示してください。通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、ほかの目的に使用したり、公開したりすることはありません。

また、学校法人湘南鎌倉医療大学公的研究費等の適正な取扱いに関する規程により、通報者が通報を行ったことを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません。

11. 使用のルール等に関する相談窓口

公的研究費の使用のルールや手続き等に関する相談窓口は「財務部」です。

公的研究費に関する相談の問い合わせ先



「財務部」で相談を受け付けています。

学校法人 湘南鎌倉医療大学 財務部

〒247-0066 神奈川県鎌倉市山崎 1195-3

TEL: 0467-38-3131

FAX: 0467-38-3110

電子メール: zaimu@sku.ac.jp



湘南鎌倉医療大学

SHONAN KAMAKURA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCES